

監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 540	監査基準報告書 540
会計上の見積りの監査	会計上の見積りの監査
2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日	2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 24 号)	日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 24 号)
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《Ⅱ 要求事項》 (省 略)	《Ⅱ 要求事項》 (省 略)
《Ⅲ 適用指針》 (省 略)	《Ⅲ 適用指針》 (省 略)
《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略)	《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略)
《(2) 過年度の会計上の見積りの確定額又は再見積額の検討》(第 13 項参照) (省 略)	《(2) 過年度の会計上の見積りの確定額又は再見積額の検討》(第 13 項参照) (省 略)
A57. 監査基準報告書240は、会計上の見積りに関連する経営者の判断と仮定に対して遡及的な検討を行うことを要求している（監基報240第28項②参照）。実務上、この遡及的な検討は、監査人が本報告書に従いリスク評価手続として実施する過年度の会計上の見積りに関する検討と同時に実施さ	A57. 監査基準報告書240は、 <u>重要な</u> 会計上の見積りに関連する経営者の判断と仮定に対して遡及的な検討を行うことを要求している（監基報240第31項(2)②参照）。実務上、この遡及的な検討は、監査人が本報告書に従いリスク評価手続として実施する過年度の会計上の見積りに関する検討と同時

改正案	現 行
れることがある。 (省 略) 《7. 経営者の偏向が存在する兆候》(第31項参照) (省 略) A136. 監査基準報告書240では、財務諸表に含まれる会計上の見積りににおける経営者の判断及び決定が、<u>個々には合理的であるとしても、不正による重要な虚偽表示となるような経営者の偏向が存在する兆候を示しているかどうかを評価することを監査人に求めている</u> (監基報240第50項及び第51項参照)。不正な財務報告は、会計上の見積りに関する意図的な虚偽表示を通じて行われることが多い。これには、会計上の見積りの意図的な過小表示や過大表示などがある。経営者の偏向が存在する兆候は、不正リスク要因となる場合があり、監査人は、監査人のリスク評価、特に不正による<u>重要な虚偽表示</u>リスクの評価、及び関連するリスク対応手続が依然として適切であるかどうかを再評価することがある。 (省 略) 《IV 適用》 (省 略) 以 上 - 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) - 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正) - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024年9月26日改正) ・ <u>本報告書(年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> ― <u>監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」(年 月 日改正)</u> 《付録1 固有リスク要因》(第2項、第4項、第11項(3)、A8項及びA66項参照) (省 略) 《付録2 監査役等とのコミュニケーション》(A146項参照) (省 略) 以 上	に実施されることがある。 (省 略) 《7. 経営者の偏向が存在する兆候》(第31項参照) (省 略) A136. 監査基準報告書240では、財務諸表に含まれる会計上の見積りににおける経営者の判断及び決定が、不正による重要な虚偽表示となるような経営者の偏向が存在する兆候を示しているかどうかを評価することを監査人に求めている (監基報240第31項(2)参照)。不正な財務報告は、会計上の見積りに関する意図的な虚偽表示を通じて行われることが多い。これには、会計上の見積りの意図的な過小表示や過大表示などがある。経営者の偏向が存在する兆候は、不正リスク要因となる場合があり、監査人は、監査人のリスク評価、特に不正リスクの評価、及び関連するリスク対応手続が依然として適切であるかどうかを再評価することがある。 (省 略) 《IV 適用》 (省 略) 以 上 - 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) - 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正) - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024年9月26日改正) 《付録1 固有リスク要因》(第2項、第4項、第11項(3)、A8項及びA66項参照) (省 略) 《付録2 監査役等とのコミュニケーション》(A146項参照) (省 略) 以 上

以 上